

ハイライト:

- ・年金制度の改正を解説します
- ・6月より住民税が高くなります

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

ご挨拶	1
平成19年4月から始まる年金制度の改正・見直し	1
税源移譲に関して	2

ご挨拶

梅雨入りとなり、しばらく雨を楽しむ季節を迎えます。

第30号では、昨今、年金記録の不明で話題となっている年金制度自体の改正及びこの6月より影響がある所得税・地方税の税源移譲に関して取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なく訪問時等にお問い合わせ下さい。



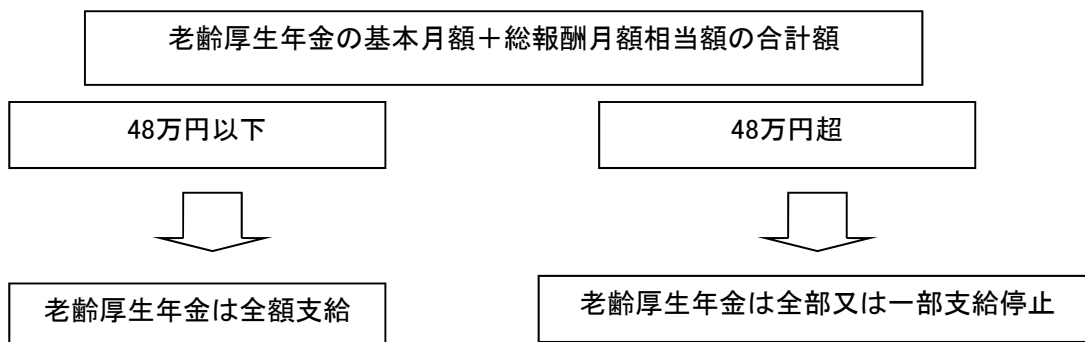
公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

平成19年4月から始まる年金制度の改正・見直し

社会保険庁の過去の加入履歴の不明問題で大騒ぎとなっている昨今ですが、一方でこの4月より年金制度の改正が行われています。

☆70歳以上の方の老齢厚生年金の支給額調整 (>_<)

就労して稼働能力のある70歳以上の年金受給者についても、現行の60歳代後半の在職老齢年金の調整の仕組みが適用されることになりました。従来は70歳を過ぎて働いている場合でも、年金は満額支給することができましたが、この4月からは一定上の収入(年金+給与)を確保できている方の場合には、年金がカットされるようになりました。



* 基本月額: 加給年金額を除いた老齢厚生年金(報酬比例部分)の月額

* 総報酬月額相当額: (その月の標準報酬月額相当額) + (その月以前1年間の標準賞与額等) ÷ 12

<例> 1月当たり30万円の基本月額を受給できる場合、48万円の総報酬月額相当額だと、基本月額の半分15万円が支給停止となります。

☆65歳以降の老齢厚生年金の繰り下げ制度（^_^）

65歳以降の老齢厚生年金を受け取ることができる場合に、65歳からすぐに受け取らず66歳以後に繰り下げの申し出をすることにより、その申し出をした月の翌月から、増額された老齢厚生年金を受け取ることができるようになります。

☆受給者の申し出による支給停止

年金受給権者が、自らの申し出により、年金給付の全額を支給停止とする措置を受けることができる制度です。年金の支給再開はいつでも可能ですが、停止期間に応じた増額はありませぬ。

☆遺族厚生年金の見直し

65歳以上の方の老齢厚生年金は、(①ご自身の老齢厚生年金全額+②改正前に受給できた額と①の金額との差額)を支給する仕組みに変わります。これは、自分が働いた期間を反映する老齢厚生年金の金額が、亡くなられた配偶者(主に夫)の遺族厚生年金の額よりも少ないため、結果として配偶者の死亡時には亡き配偶者の遺族厚生年金を選択受給することとなり、自分の老齢厚生年金を受け取ることができないことへの不満に対応してできた制度です。また、若年期の妻の遺族厚生年金及び中高齢寡婦加算に関しても支給要件が変更されます。

ホームページもご覧下さい

[Http://homepage2.nifty.com/my-naka/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)

税源移譲に関して

地方分権を進めるために平成19年度より、国税から地方税へ税金が移し替えられます。

この税源移譲によって所得税と住民税とを合わせた全体の税負担が変わることは基本的にはありませんが、所得税は平成19年1月控除分より減り、住民税は平成19年6月控除分より増えることとなります。

従って、今月の給与から控除される住民税より増額となりますので、手取り給与額が減少することになります。

<金額例> 出典: 国税庁パンフレット 夫婦2人+子供2人の場合(年額)

給与収入	所得税	住民税	合計
500万円	119,000	76,000	195,000
700万円	263,000	196,000	459,000
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000

変更後

給与収入	所得税	住民税	合計
500万円	59,500	135,500	195,000
700万円	165,500	293,500	459,000
1,000万円	590,500	539,500	1,130,000

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。



中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(さいたま事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp